

公益財団法人宮城県文化振興財団非常勤役員等の

報酬（日額）及び旅費に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県文化振興財団（以下「財団」という。）定款第

14条及び第28条の規定に基づき、定款第11条に規定する評議員及び定款第22条第1項に規定する理事並びに監事（以下「役員」という。）のうち、非常勤の評議員並びに非常勤の役員の報酬の額（日額）及び旅費並びにその支給基準について定めることを目的とする。

（報酬額）

第2条 前条の評議員及び役員が、財団の評議員会、理事会及び財団の用務のため会議等に出席したときは、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、勤務1日につき11,600円とする。

（旅費交通費の支給）

第3条 第1条の評議員及び役員が評議員会若しくは理事会に出席するため、又は財団の用務のため旅行するときは、職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）に定める基準に準じて、旅費を支給することができる。

（支給方法）

第4条 第2条の報酬額及び前条の旅費交通費は、現金により支給する。

（補則）

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（第2条改正）